

那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成28年2月10日提出

那覇市・南風原町環境施設組合  
管理者 城間 幹子

(提案理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が平成26年5月14日に公布されたことに伴い、条例で引用している条にずれが生じたため、この案を提出する。

平成28年2月10日 原案可決

那覇市・南風原町環境施設組合

議長 平良仁一



那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成12年2月23日条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき職員の勤務時間、休日及び休暇について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき職員の勤務時間、休日及び休暇について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。